

行田市スポーツ推進審議会次第

◇日 時：令和 6 年 7 月 1 8 日（木）

午後 2 時 0 0 分～

◇場 所：行田市産業文化会館

第 2 会議室

市民憲章唱和

1 開 会

2 辞令交付

3 あいさつ

4 議 事

（1） 令和 6 年度 主要事業の概要について

（2） 行田市スポーツ大賞 選考種目の見直しについて

5 閉 会

行田市スポーツ推進審議会委員

(順不同)

No	氏名	選出団体	備考
1	玉木 民雄	行田市スポーツ推進委員協議会	
2	伊藤 佳代子	行田市スポーツ推進委員協議会	
3	篠崎 貴枝子	行田市スポーツ推進委員協議会	
4	川上 新一	行田市スポーツ協会	
5	関口 尚子	行田市スポーツ協会	
6	小松 裕幸	行田市スポーツ協会	
7	櫻井 真佐美	行田市小学校体育連盟	
8	齋藤 誠	行田市中学校体育連盟	
9	加瀬 智義	進修館高等学校	
10	大屋 彰	行田市議会	
11	村田 清治	行田市議会	
12	森田 敏一	行田市自治会連合会	
13	大野 久美子	行田市男女共同参画推進審議会	
14	根岸 君枝	行田市男女共同参画推進審議会	
15	松原 克彦	行田市医師会	

※ 任 期：令和7年6月30日まで

令和6年度 主要事業の概要について

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

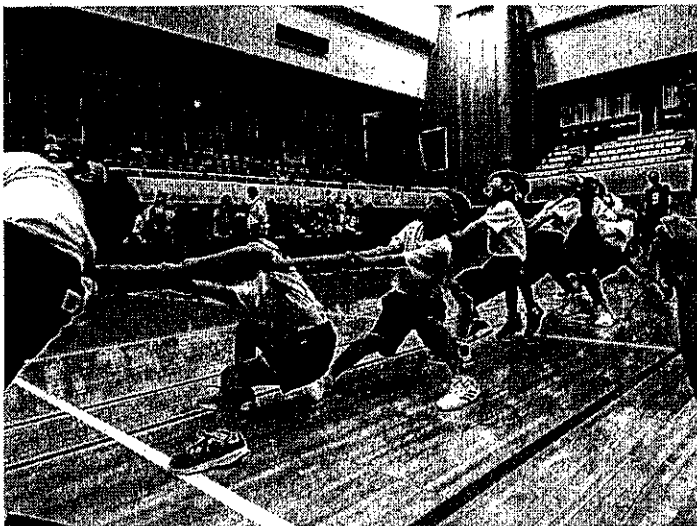
本市には、行田グリーンアリーナ（総合体育館）や自由広場などさまざまなスポーツ施設があります。

また、小・中学校の体育施設を開放し、市民がスポーツ活動に接することができる環境を積極的に提供しています。少子・高齢化社会が進む中、さらなる市民の健康の保持増進を図るためには、誰でも気軽に参加できる持続可能な生涯スポーツ活動の推進とともに、多様化するスポーツニーズに対応できる専門性の高い指導者の育成が必要です。市民がいつでも気軽にスポーツに親しむことができ、心とからだの健康が維持できる環境づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

ア. スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、自ら進んで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう生涯スポーツ活動の場を積極的に提供し、スポーツ・レクリエーションの日常化を図る。

- (1) 生涯スポーツ事業の充実
- (2) ウォーキング事業の実施
- (3) 各種スポーツ教室の開催と支援
- (4) 行田市スポーツ推進委員の充実・強化
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 鉄剣マラソン大会、市民体育祭等の開催
- (7) 児童対象のスポーツ大会の開催
- (8) ラジオ体操の普及・促進
- (9) 体育施設指定管理者との連携



イ. 各団体への支援及び連携と指導者の育成

市民の多様化するスポーツ・レクリエーションへのニーズや競技力の向上等に資するため、その核となる指導者をはじめ、サークルリーダーやスポーツボランティアの養成と資質の向上を図る。

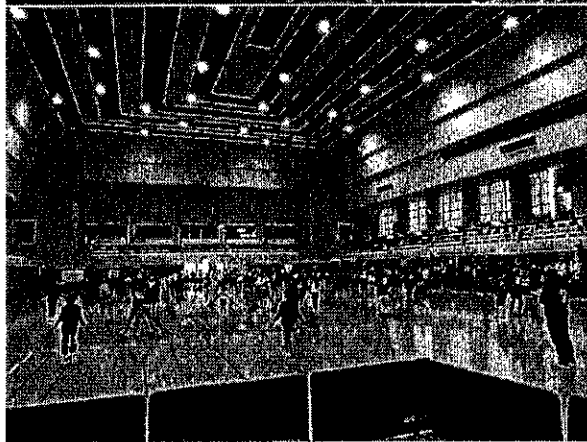
- (1) 指導者等講習会の開催
- (2) スポーツ指導者研修会の充実
- (3) 行田市スポーツ協会との連携
- (4) 各地区スポーツ協会及び種目別競技団体への支援
- (5) 体育施設指定管理者との連携・協力
 - ・自主事業の充実（ラウンドフィットネス等）



ウ. スポーツ施設の整備・充実

市民が身近なところでスポーツ・レクリエーション活動が楽しめる機会をより多く提供するため、体育施設の整備・充実と効率的な活用を図る。

- (1) スポーツ活動に必要な施設の整備・充実
 - ・総合体育館排煙ダクト更新工事
 - ・総合体育館空調設備更新工事設計委託
 - ・総合体育館、総合公園庭球場照明LED化工事設計委託
- (2) 施設の合理的な管理運営と効率的な利用促進
 - ・公共施設予約システムの運用
- (3) 学校体育施設等既存施設の有効活用



(2) 事業

事業名	期 日	内 容
陸王杯 第38回 行田市鉄剣マラソン大会	4月 7日(日)	全国から市民ランナーが集い、ハーフ・10km・5km・1km・ジョギングの各部門で開催。 参加者：2,781人
スポーツ指導者研修会 (普通救命講習)	5月25日(土) 26日(日)	スポーツ指導者等を対象に普通救命講習会を開催し、技術の習得と資質向上を図る。 参加者：15人
スポーツ指導者等講習会 (熱中症対策)	6月13日(木)	スポーツ指導者等を対象に、運動中の熱中症対策と水分補給に関する講習会を開催。 参加：43人
成田新勝寺 ふれあいウォーキング	6月23日(日)	ウォーキング事業を開催し、生涯スポーツの推進と健康の保持増進を図る。 参加：74人
第31回行田市綱引き大会	6月29日(土)	スポーツ指導者等を対象に普通救命講習会を開催し、技術の習得と資質向上を図る。 参加：14チーム
小学校ラジオ体操普及事業 (夏期休暇奉仕活動日)	8月17日(土) 他	小学校夏期休暇中の奉仕活動日に参加者全員でラジオ体操を実践し、さらなる普及を図る。 参加予定：5校 2,005人
第71回行田市民体育祭	10月27日(日)	15地区対抗で各種目を競い、市民の健康・体力の保持増進と地域の親睦を図る。 昨年参加者数：約2,500人
第66回“浮き城のまち行田” 駅伝競走大会	12月 1日(日)	一般・地区スポーツ協会・高校・中学・小学生の5部門で駅伝競走を実施する。 昨年参加チーム：90チーム
第33回行田市なわとび大会	1月25日(土)	冬季における体力づくりを目的に開催。個人・団体・親子の各部門で記録に挑戦する。 昨年度参加者数：65人

行田市スポーツ褒賞制度に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、市民一人ひとりがスポーツを通じて地域の連帯意識を高め、本市のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著であるものの褒賞について必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の対象となるもの)

第2条 褒賞の対象となるものは、一年度につき一の地区体育協会とする。

(褒賞の対象となる種目等)

第3条 褒賞の対象となる種目等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行田市民体育祭
- (2) 行田市駅伝競走大会
- (3) 行田市壮年ソフトボール大会春季及び秋季大会
- (4) 行田市婦人バレーボール大会春季及び秋季大会
- (5) 行田市少年野球大会春季及び秋季大会
- (6) 行田市綱引き大会
- (7) 行田市なわとび大会（長なわとび部門）
- (8) 各地区体育協会における特色ある施策及び取組

(褒賞の選考)

第4条 褒賞の選考は、行田市スポーツ推進審議会が行う。

2 教育委員会は、前項の選考に際し、褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料を作成し、行田市スポーツ推進審議会に提出するものとする。

3 褒賞の選考方法は、前項に規定する褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料に基づき第3条各号に掲げる種目等ごとに点数を付け、この点数を合計した数と前年度の点数との差を比較するなど考慮し、その成績が優秀である一の地区体育協会を選考するものとする。

4 前項に規定する種目等ごとの点数は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号から第7号までに掲げる種目

褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料 に基づき決定した順位	点数
第1位	14点
第2位	12点
第3位	10点
第4位	8点
第5位	6点
第6位	4点
第7位以下	2点
不参加	0点

(2) 第3条第8号に掲げる取組 14点

(委任)

第5条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この内規は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から施行する。

ス ポ ー ツ 大 賞 過 去 上 位 地 区

☆印は受賞地区

年度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
53	☆佐 間	下 忍	忍	荒 木	星 河
54	☆荒 木	佐 間	下 忍	忍	埼 玉
55	荒 木	☆星 河	忍・下 忍		佐 間
56	荒 木	☆忍	下 忍	佐 間	星 河
57	荒 木	佐 間・星 河		☆忍	下 忍
58	荒 木	星 河	佐 間	☆北河原・忍	
59	☆星 河	佐 間	荒 木	下 忍	忍
60	星 河	☆荒 木	下 忍	持 田	佐 間
61	☆荒 木	星 河	下 忍	持 田・太 田	
62	☆荒 木	星 河	太 田	忍	持 田
63	☆持 田	星 河	荒 木	下 忍	忍
H元	☆星 河	荒 木	佐 間	持 田	忍・須 加
2	☆長 野	星 河	忍	佐 間	荒 木
3	☆星 河・持 田		長 野	須 加	荒 木
4	☆長 野	忍	星 河	荒 木	持 田
5	☆長 野	星 河	荒 木	佐 間	忍・太 井
6	☆長 野	星 河	佐 間・北河原		荒 木
7	☆北河原	長 野	佐 間	須 加	忍・星 河
8	☆長 野	忍	須 加	星 河	北河原
9	☆長 野	星 河	須 加	佐 間	荒 木
10	☆須 加	忍・佐 間		長 野	荒 木
11	☆星 河	佐 間・長 野		須 加	荒 木
12	☆忍	須 加	長 野	行 田・荒 木	
13	☆持 田	荒 木	長 野	須 加・北河原・荒 木	
14	☆星 河	忍	下 忍	太 井	星 宮
15	☆埼 玉	荒 木	北河原	太 田	長 野・須 加
16	☆星 河	佐 間	須 加	忍	星 宮
17	☆下 忍	太 田	持 田	北河原	行 田
18	☆荒 木	忍・長 野		星 河	佐 間
19	☆南河原	太 田	行 田	北河原	埼 玉
20	南河原	☆星 宮	太 田	北河原・太 井	
21	☆長 野	忍	太 田	佐 間	太 井
22	星 宮・下 忍		☆持 田・南河原		長 野
23	☆佐 間	北河原	星 宮	持 田	埼 玉
24	☆須 加・埼 玉		星 河	太 井	佐間・長野・荒木
25	下 忍	☆佐 間・埼 玉		荒 木	
26	☆南河原	星 宮	持 田	忍・太 田	
27	☆佐 間	荒 木	長 野	埼 玉	星 河・須 加
28	☆忍・下 忍		太 田	長 野・須 加	
29	☆太 井	星 宮	持 田	北河原	埼 玉
30	☆行 田	忍・太田		佐 間	南河原
R元	☆長 野	持 田	忍・佐 間・埼 玉		
R2	☆荒 木・須 加・太 井			長 野	星 河
R3	選考見送り				
R4	選考見送り				
R5	選考見送り				

参考資料 令和5年度行田市スポーツ大賞試算結果

地区 コード	地区名	婦人 バレーボール	ソフトボール	少年野球	市民体育祭	駅伝大会	綱引き大会	なわとび大会	総 計	総計 順位	前年度の 得点	前年度の 得点順位	増減	順位	地区名
1	忍		8	2		0			10	8	24	1	-14	15	忍
2	行田		0	2		0			2	12	11	11	-9	10	行田
3	佐間		2	12		10			24	2	12	10	12	2	佐間
4	持田		14	2		12			28	1	20	4	8	3	持田
5	星河		12	8		0			20	5	19	6	1	6	星河
6	長野		8	14		2			24	2	24	1	0	7	長野
7	荒木		2	0		14			16	7	0	14	16	1	荒木
8	須加		10	4		10			24	2	19	6	5	5	須加
9	北河原		0	0		0			0	15	0	14	0	7	北河原
10	埼玉		0	10		10			20	5	13	9	7	4	埼玉
11	星宮		0	2		0			2	12	11	11	-9	10	星宮
12	太井		2	2		4			8	10	20	4	-12	14	太井
13	下忍		4	6		0			10	8	21	3	-11	13	下忍
14	太田		2	4		0			6	11	15	8	-9	10	太田
15	南河原		2	0		0			2	12	7	13	-5	9	南河原

行田市スポーツ褒賞制度 選考種目の見直し及び得点方法について（案）

1. 目的

褒賞制度は、記録が残っている昭和53年度から、コロナ禍前まで毎年継続して「スポーツ大賞」として市民体育祭において表彰して来た。
しかし、選考対象種目は、過去何度となく見直しを図って来たが、昨今のニーズにそぐわない種目が対象となっており、公平性の面から見直しの必要性が高まっているため。

2. 現状分析（選考種目の洗い出し）

- | | |
|------------------------------|------------------|
| 1) 行田市市民体育祭 | ◎ 全地区スポーツ協会参加 |
| 2) 行田市駅伝競走大会 | △ 一部の地区スポーツ協会が参加 |
| 3) 行田市壮年ソフトボール大会（春季・秋季） | × 全地区参加チーム不可 |
| 4) 行田市婦人バレーボール大会（春季・秋季） | × 全地区参加チーム不可 |
| 5) 行田市少年野球大会（春季・秋季） | × 全地区参加チーム不可 |
| 6) 行田市綱引き大会 | × 全地区参加チーム不可 |
| 7) 行田市なわとび大会（長なわとび部門） | × 全地区参加チーム不可 |
| 8) 各地区スポーツ協会に於ける特色ある施策及び取り組み | ○ ニュースポーツの実施 |

3. あるべき姿

各地区スポーツ協会の活動を主眼として、スポーツを通じ地域の連帯意識の高揚と本市のスポーツ振興に貢献しているスポーツ協会を表彰する。

又、対象種目の選定や追加・変更が容易に出来る基準を明確にする。

- 1) 選考種目選定と明確化
- 2) 特色のある活動の推進
- 3) 時代ニーズに沿った種目の選定
- 4) 得点方法の明確化
- 5) スポーツ振興に貢献している地区スポーツ協会

4. 変更案（対象種目）

スポーツ協会が主導する各種スポーツや事業を明確にし、スポーツ振興に努める種目を特定する。

- 1) 市民体育祭
- 2) 行田市駅伝大会
- 3) 主催大会開催地区（壮年ソフト・婦人バレー）
- 4) スポーツ教室種目数
- 5) ニュースポーツの取組種目
- 6) 活動項目別得点方法の見直し

5. 得点方法

別紙参照

6. 無形効果

- 1) 地区スポーツ協会の特色PRと他地区への水平展開
- 2) 地区スポーツ協会のスポーツ振興意識の高揚
- 3) スポーツ振興課と地区スポーツ協会連携強化

7. 今後の課題

- 1) スポーツ大賞記念品の見直し
- 2) 各スポーツ協会へのスポーツ大賞の趣旨展開と意識の高揚
- 3) 各スポーツ協会とスポーツ課の情報連携と収集力強化改善
- 4) 地区スポーツ協会ニーズに沿った器具（用具）の導入

行田市スポーツ褒賞制度 対象種目・得点方法（案）

得点対象種目	市民体育祭・駅伝大会				バレー・ソフト		スポーツ教室・ニュースポーツ		
	参加	優勝	準優勝	3位	主催	参加	3種以上	2種目	1種目
1) 市民体育祭	5	8	5	2					
2) 行田市駅伝大会	5	8	5	2					
3) 壮年ソフトボール主催					10	5			
4) 婦人バレーボール主催					10	5			
5) スポーツ教室開催種目数							10	5	3
6) ニュースポーツ取組数							10	5	3

106

※ 主催・参加複数の場合按分として計算

褒賞制度対象種目について

1. 種目の変更・追加・削除は、スポーツ推進審議委員の提案と過半数を持って決定する。
2. 得点については、スポーツ推進審議委員の過半数を持って決定する。

令和5年度スポーツ教室実施状況

地区	スポーツ教室	アウトドアスポーツ
忍	フロアーカーリング、ボッチャ	
行田		
佐間	ヘルスパレー、ヨガ	
持田	フロアーカーリング、ボッチャ	
星河	骨盤ビューティーケア	ハイキング
長野	カーレット	ハイキング
荒木	ヨガ、ボッチャ、スポーツ吹き矢、ヘルスパレー	ウォーキング
須加	卓球、太極拳	ハイキング
北河原		
埼玉	ソフトバレー、グランドゴルフ	
星宮	バドミントン	スキー
太井	フロアーカーリング、ヘルスパレー、ボッチャ	ハイキング
下忍	ヘルスパレー	
太田		
南河原		

ニュースポーツとは？

ニュースポーツは、20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツとして近年注目されています。

ニュースポーツは、一般的に、競い合うことよりも誰もが楽しめることに主眼がある、と言われています。ルールがやさしくだれでも挑戦しやすいものが多いので、新しいスポーツとして日本でも注目を集めているのです。

ニュースポーツの最大の特徴は、ルールがやさしく初心者でも楽しめること。なかには、オリンピック競技にもなっている本格的なスポーツをベースに、ルールを変えてニュースポーツとして広まっているものもあります。

ニュースポーツは子どもからお年寄りまで、参加可能な年齢の幅が広いことも特徴です。運動量を参加者自身が調節できるものも多く、自分の体力と相談しながら楽しめます。激しい運動を要求しない種目が多いので、運動が苦手な人や、普段あまり運動をする機会がない人にもおすすめです。

種目例

ソフトバレー、グランドゴルフ、ボッチャ、フロアーカーリング、ターゲット・バード・ゴルフ、ヘルスパレー、ヨガなど

○行田市スポーツ推進審議会条例

昭和 47 年 9 月 27 日条例第 27 号

改正

平成 7 年 6 月 27 日条例第 12 号

平成 11 年 6 月 23 日条例第 15 号

平成 15 年 9 月 30 日条例第 25 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号

行田市スポーツ推進審議会条例

題名改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(設置)

第 1 条 本市に、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、
行田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(任務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 35 条に規定するもののほか、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定による行田市スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

一部改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

(任命)

第 4 条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

一部改正〔平成7年条例12号・11年15号・15年25号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 行田市本丸球場管理委員会条例（昭和39年条例第40号）は、廃止する。

附 則（平成7年6月27日条例第12号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年6月23日条例第15号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日条例第25号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の行田市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている行田市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の行田市スポーツ推進審議会条例の規定により任命されている行田市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

行田市スポーツ推進審議会委員の選出区分に関する内規

(趣旨)

第1条 行田市スポーツ推進審議会条例（昭和47年9月27日条例第27号）第2条の任務を遂行する上で、知識や経験の豊富なものを委員に任命するためにこの内規を定める。

(選出団体及び機関)

第2条 行田市スポーツ推進審議会条例第4条で定めている、任命委員の区分に対する割り振り団体を次のとおりとする。

(1) 知識経験のある者を任命するための選出団体は、行田市スポーツ推進委員協議会、行田市スポーツ協会、行田市小学校体育連盟、行田市中学校体育連盟、行田市議会、行田市自治会連合会、行田市男女共同参画推進審議会及び行田市医師会とする。

(2) 関係行政機関の職員を任命するための選出機関は、埼玉県立進修館高等学校とする。

(選出人数)

第3条 第2条で定めた団体及び機関からの選出人数は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この内規は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行田市スポーツ推進審議会委員の選出人数

団 体 名	選出依頼人数
行田市スポーツ推進委員協議会	3名
行田市スポーツ協会	3名
行田市小学校体育連盟	1名
行田市中学校体育連盟	1名
埼玉県立進修館高等学校 （埼玉県高等学校体育連盟）	1名
行田市議会	2名
行田市自治会連合会	1名
行田市男女共同参画推進審議会	2名
行田市医師会	1名
合 計	15名